

# 平成18年度法務省事前評価結果の政策への反映状況報告書

平成18年10月  
法務省

# 総括表

平成18年9月1日現在

政策の名称	法令の立案制定・改廃へ反映	予算要求へ反映	機構・定員要求へ反映	備考
広島法務総合庁舎新営工事	-		-	
福岡刑務所新営工事	-		-	
再犯防止に関する総合的研究	-		-	
更生保護に関する実証的研究	-		-	
第3回犯罪被害実態(暗数)調査	-		-	

# 事前評価結果の政策への反映状況一覧表

平成18年9月1日現在

政策の名称	評価の概要	評価結果に基づく措置状況	備考
広島法務総合庁舎新営工事	新営の必要に迫られている広島法務総合庁舎の整備について、「事業の緊急性」、「計画の妥当性」及び「事業の効果」の観点から評価したところ、いずれの観点からも、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 広島県広島市に法務総合庁舎（広島高等検察庁・広島地方検察庁・法務総合研究所広島支所・矯正研修所広島支所・中国地方更生保護委員会・広島保護観察所・広島入国管理局・中国公安調査局）を整備するため、事業費を要求した。</p> <p>【今後の予定】 施設の全体運用開始から5年経過後に、事後評価を実施する予定である</p>	事業期間：平成19年度から平成28年度（予定）
福岡刑務所新営工事	老朽・経年による機能不備の解消及び規模・機能の拡充を目的とした福岡刑務所の整備について、「事業の緊急性」、「計画の妥当性」及び「費用対効果」の観点から評価したところ、いずれの観点からも、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 福岡県糟屋郡宇美町に福岡刑務所を整備するため、事業費を要求した。</p> <p>【今後の予定】 施設の全体運用開始から5年経過後に、事後評価を実施する予定である。</p>	
再犯防止に関する総合的研究	<p>再犯防止に関する総合的研究について、「必要性」、「効率性」及び「有効性」の観点から評価した。</p> <p>【必要性】 社会の治安の悪化に対処するため、実効性のある再犯防止の諸施策を検討するためには、再犯リスク要因、抑止要因等の各種基礎資料が必要不可欠であるので、本研究を行う必要がある。</p> <p>【効率性】 本研究は、捜査・公判の実務経験のある研究官を始めとして、刑務官、少年院教官、鑑別所技官、保護観察官として犯罪者の処遇を行った実務経験のある研究官によって構成するチームで研究を行うことを予定しており、他の研究機関に比べて効率的に研究を行うことが可能である。</p> <p>【有効性】 本研究の結果は、今後、法務省関係機関等において行う効果的な再犯防止対策のあり方に関する検討に役立つ資料となることが期待できるので、有効性が認められる。</p> <p>以上の結果から、本研究は実施すべきであると評価できる。</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》</p> <p>(1) 研究期間 平成19年度から平成20年度の2か年計画</p> <p>(2) 研究内容 ア 各種統計データを用いて、罪名別の再犯率、科刑状況等の量的分析を行う。すなわち、再犯者の事件概要、処遇の実態、意識調査等を実施し、再犯状況、処遇状況、人格特性及び生活状況等の分析を行うとともに、再犯状況及び再犯要因の分析を行う。 イ 再犯防止に関する諸施策について、海外調査を行う。</p> <p>(3) 上記評価結果を踏まえ、平成19年度概算要求において、所要の経費を計上した。 ・再犯防止に関する総合的研究経費 平成19年度概算要求額 3,539千円</p>	
更生保護に関する実証的研究	<p>更生保護に関する実証的研究について、「必要性」、「効率性」及び「有効性」の観点から評価した。</p> <p>【必要性】 保護観察対象者による重大な再犯事件を受け、</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》</p> <p>(1) 研究期間</p>	

政策の名称	評価の概要	評価結果に基づく措置状況	備考
	<p>現在，社会内処遇制度全体の見直しが求められているところ，社会内処遇制度改正に向けての検討をより実効性のあるものにするためには，検討・立案のための資料を収集しておく必要がある。</p> <p>【効率性】 本研究チームは，保護観察の実務に精通した研究官を中心として構成する予定であり，他の研究機関に比べて効率的に研究を行うことが可能である。</p> <p>【有効性】 本研究は，現行の社会内処遇における課題とされている面や，社会内処遇における取組として有望な面などに着目して行われる調査分析を通じて資料を取りまとめることとしており，社会内処遇における現実の取組を検討・立案するのに有効な資料となることが十分に期待できる。</p> <p>以上の結果から，本研究は実施すべきであると評価できる。</p>	<p>平成19年度から平成20年度の2か年計画</p> <p>(2) 研究内容</p> <p>ア 所在不明となった保護観察対象者の効果的な所在調査の方法と効果，所在不明を防止するための方法と効果及び覚せい剤事犯対象者に対する簡易尿検査等諸施策の実施状況調査・効果検証を行うとともに，更生保護施設の対象者受入れ及び処遇状況についての実態調査等を行う。</p> <p>イ 社会内処遇に関する諸施策の実情，処遇効果検証方法等についての海外調査を行う。</p> <p>(3) 上記評価結果を踏まえ，平成19年度概算要求において，所要の経費を計上した。</p> <p>・更生保護に関する実証的研究経費 平成19年度概算要求額 2,880千円</p>	
<p>第3回犯罪被害実態（暗数）調査</p>	<p>第3回犯罪被害実態（暗数）調査について，「必要性」，「効率性」及び「有効性」の観点から評価した。</p> <p>【必要性】 国民の体感治安に影響する犯罪情勢を実態に即して多面的に把握するためには，公的機関の認知・処理件数以外に実態を反映したデータを収集・分析することが必要である。</p> <p>【効率性】 過去に2回の同種調査を行っており，調査・分析に関するノウハウを蓄積しているため，短期間に正確な分析を行うことを期待できるほか，過去の調査データも蓄積しているため，それらを生かして経年比較など継続性が必要な研究も行うことができるので効率的である。</p> <p>【有効性】 本研究の成果として，犯罪被害の暗数の把握が見込め，これにより犯罪被害実態の経年比較などの分析や国際比較などが可能になり，これらを含む各種の分析結果等に基づいて策定される犯罪防止策が適切なものとなることが十分に期待できるので有効である。</p> <p>以上の結果から，本研究は実施すべきであると評価できる。</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》</p> <p>(1) 研究期間 平成19年度から平成20年度の2か年計画</p> <p>(2) 研究内容</p> <p>ア 全国から16歳以上の男女6,000人を無作為に抽出して調査対象者とし，国連等が作成した2004年国際犯罪被害実態調査における調査項目を参考にするとともに，性的暴力被害に関する我が国独自の調査項目も設定する。</p> <p>イ 犯罪被害実態調査の方法と内容，調査結果の活用の在り方等についての海外調査を行う。</p> <p>(3) 上記評価結果を踏まえ，平成19年度概算要求において，所要の経費を計上した。</p> <p>・犯罪被害に関する総合的研究経費 平成19年度概算要求額 30,827千円</p>	